

# 第2次八戸市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援計画

策定期間： 令和2年度 ～ 令和6年度

八戸市



## はじめに



配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のためにも根絶しなければならない課題です。

そのため、国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定し、青森県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に取り組んできております。

当市におきましては、平成13年9月に県内の市町村に先駆けて「八戸市男女共同参画基本条例」を制定し、その中で身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を、男女共同参画推進の阻害要因と規定し、その行為の防止に努めております。

さらに、平成23年3月に「八戸市虐待等の防止に関する条例」を制定するとともに、平成24年9月には「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定するなど、相談体制の強化や被害者への支援体制の整備を、積極的に進めてまいりました。

今般、前計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ内容の見直しを行い、令和2年度からの5年間を期間とする「第2次八戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定いたしました。この計画では、これまでの取組に加えて、配偶者暴力相談支援センターの設置を進めるとともに、児童虐待（面前DV）に対応した際の助言・指導と同時に、DV防止の指導・啓発にも力を入れていくこととしております。

市といたしましては、関係機関との連携強化を図りながら、DVについて正しい理解の普及と予防啓発、相談及び被害者の保護と自立支援体制の整備等、各種施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、お忙しい中にもかかわらず多大な御協力と貴重な意見を賜りました八戸市虐待等防止対策会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

八戸市長 小林 眞



# 第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

## 目 次

1	基本的な考え方	1
2	具体的目標	2
3	施策の体系図	3
4	計画本編	
➤	基本目標Ⅰ 暴力の未然防止のための取組の推進	4
➤	基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実	5
➤	基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実	7
➤	基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協力	10

### 参考資料

➤	DV被害の相談受付状況	11
➤	「第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」 の策定経緯	12
➤	八戸市男女共同参画基本条例	13
➤	八戸市虐待等の防止に関する条例	17
➤	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	19
➤	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策 に関する基本的な方針	31



# 1 基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）は、市民が安全で健やかに生活する権利を害し、被害者やその子どもの心と体に深刻な影響を与えます。

本計画は、DV が著しい人権侵害であり、男女平等の実現を妨げるものであるという、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下、「法」という。）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 26 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。以下、「基本的な方針」という。）、第 4 次青森県 DV 防止・被害者支援計画（平成 31 年 3 月青森県。以下、「第 4 次県計画」という。）に則り、DV の防止と被害者の保護及び自立支援に関して、市が実施する施策について定めるものです。

市では、平成 13 年 9 月に八戸市男女共同参画基本条例を制定し、DV を男女共同参画の推進の阻害要因となる行為と位置付け、その行為の防止を盛り込み、さらには平成 24 年 9 月に八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画を策定し、計画に基づいて DV の防止と自立支援を含む被害者保護対策を推進してきたところ です。

このたび、その後の法改正、社会情勢の変化や市の現状、関係機関等の意見を踏まえ、第 2 次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、配偶者からの暴力のない社会の実現をめざして、施策を推進していくものです。

## (2) 位置付け

法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく当市の基本計画として位置付けます。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画とします。

なお、計画期間中に法及び基本的な方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

#### (4) 進行管理

計画に掲げた重点目標の具体的施策について、毎年、施策ごとに担当各課の実施状況をまとめ、「八戸市 DV 被害者支援庁内連絡会議」で現状と課題等の検証を加え、「八戸市虐待等防止対策会議」において報告します。

#### (5) 計画の対象

本計画においては、男性や女性の性別を問わず、法に規定する「配偶者（事実婚、離婚した元配偶者を含む。）」、「生活の本拠を共にする交際相手（元生活の本拠を共にする交際相手を含む。）」からの暴力に加え、県計画に規定する「生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デート DV）」についても、対象とします。

また、計画の対象となる暴力には、身体的暴力のほか、精神的・経済的・性的暴力も含むものとします。

#### (6) 実施主体及び留意事項

本計画の実施主体は、すべて市ですが、計画に掲げた重点目標の具体的施策の担当課名については、DV 被害者及び同伴者等の安全確保を図るため、本計画上では明記しないものとします。

## 2 具体的目標

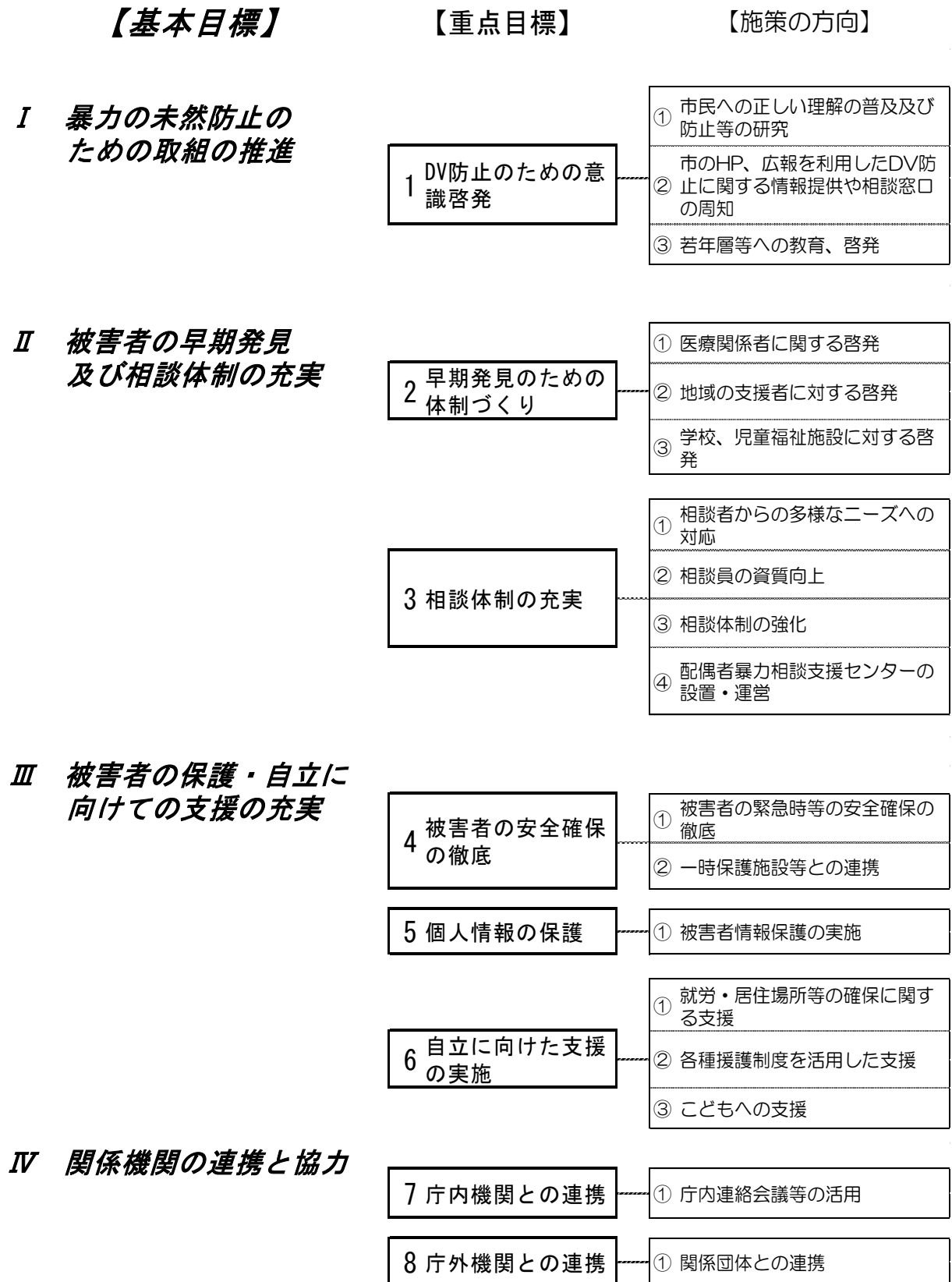
第 4 次県計画の具体的目標は、「(1) DV 基本計画策定市町村数」を「40 市町村」（現状値は当市含め 34 市町村）、「(2) 支援センター設置市町村数」を「現状値より増加」（現状値は 1 市）、「(3) 婦人相談員設置市数」を「現状値より増加」（現状値は当市含め 5 市）と設定しており、当市では (2) 支援センターの設置のみ未対応となっております。（現状値は全て平成 30 年 10 月 1 日の時点）

DV への対応は、関係機関と連携を図らねばなりません。特に、県とは相互に求められる役割を確実に果たすことが、安全かつ迅速な対応とともに被害者に寄り添った支援につながることから、本計画の具体的な目標を、次のとおり設定します。

○配偶者暴力相談支援センターの設置・運営



### 3 施策の体系図



## 4 計画本編

### **基本目標Ⅰ 暴力の未然防止のための取組の推進**

DVを防止し、根絶するためには、市民一人一人がお互いを理解し、尊重し合うことが重要です。

そのため、家族、職場、学校、地域等で男女の人権が尊重される男女共同参画を推進する必要があります。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

#### 重点目標 1 DV防止のための意識啓発

##### ＜現状と課題＞

- ◆市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的機運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。
- ◆DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。
- ◆DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。
- ◆最近では、デートDVが新聞やテレビで報道されるなど、恋人間においても配偶者間と同様の暴力があることが問題となっています。このことは、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。
- ◆学校教育の段階から、暴力は重大な人権侵害であるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。

##### 【施策の方向】

- ① 市民への正しい理解の普及及び防止等の研究
  - ・ 広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図ります。
  - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間中は集中的な啓発を行います。
  - ・ 児童虐待（面前DV）への対応を通して、加害者に対して児童虐待及びDVの禁止を説明し、男女の人権尊重とともにDV防止の普及啓発を図ります。
  - ・ DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者支援のあり方のほか、加害者更生に関する取り組みを研究します。
- ② 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知
  - ・ 広報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を図ります。（再掲）
  - ・ DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置します。
- ③ 若年層等への教育、啓発
  - ・ 人権の尊重や男女の平等は、道徳の授業等を通して児童・生徒の学習機会が確保されていることから、学校訪問等により、各校の指導や取組を支援します。

## **基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実**

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。

そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、関係機関との連携や相談員の資質向上の必要性が高まっています。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

### **重点目標 2 早期発見のための体制づくり**

#### **<現状と課題>**

- ◆DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらいがちです。
- ◆こどもにとって、面前DVは児童虐待に該当し、心身等の発達に悪影響を及ぼします。
- ◆DV被害のみならず児童虐待防止のためにも、早期に発見と対応ができるよう、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

#### **【施策の方向】**

- ① 医療関係者に対する啓発
  - ・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図ります。
- ② 地域の支援者に対する啓発
  - ・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図ります。
- ③ 学校、児童福祉施設に対する啓発
  - ・被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図ります。
  - ・児童・生徒をはじめ保護者に対して、学校等を通じてDV及び児童虐待防止の意識啓発とともに、早期発見の体制構築を図ります。

## 重点目標 3 相談体制の充実

### <現状と課題>

- ◆市では、こども家庭相談室において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて 24 時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきました。
- ◆DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではなく、繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の（夫等の）家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。
- ◆窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者が更に精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。

### 【施策の方向】

- ① 相談者からの多様なニーズへの対応
  - ・高齢者、障がい者や外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた支援を実施します。
  - ・被害者が速やかに安心して支援を受けられるよう、関係課相互の連携を図り、二次的被害を防ぎます。
- ② 相談員の資質向上
  - ・被害者への正しい理解と、適切な助言や支援を行うため、専門研修の受講機会を設け、相談員等の資質の向上を図ります。
- ③ 相談体制の強化
  - ・パソコン、携帯電話等からメールによる相談に対応します。
  - ・被害者が安心して情報提供と支援を受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図ります。
- ④ 配偶者暴力相談支援センターの設置・運営
  - ・こども家庭相談室を当市の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、女性相談員を中心に相談業務や各種支援事業を実施します。
  - ・住民健診等の機会を活用しながら、DV防止の周知啓発とともに相談窓口を周知します。
  - ・様々な相談を通してDVの把握に努め、関係機関が相互に連携することにより、速やかに支援へとつなげます。

## **基本目標Ⅲ 被害者の保護・自立に向けての支援の充実**

被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行う上で非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。

また、被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

### **重点目標 4 被害者の安全確保の徹底**

#### **<現状と課題>**

- ◆DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくることがあります。その際、被害者を追跡する加害者も少なくありません。
- ◆このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。
- ◆DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行するなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。

#### **【施策の方向】**

- ① 被害者の緊急時等の安全確保の徹底
  - ・DV被害者が保護を求めた時点から、一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。
  - ・警察等他機関と連携して支援します。
  
- ② 一時保護施設等との連携
  - ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう、県と連携して支援します。
  - ・子どもがいる世帯の場合は、児童虐待（面前DV）にも該当することから、児童相談所と連携して母子を支援します。

## 重点目標 5 個人情報保護

### <現状と課題>

- ◆加害者がDV被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではDV被害者等からの申出に基づき、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、DV被害者等である旨の情報提供を行っています。
- ◆被害者のこどもの就学に際し、転校先の学校や教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応をしています。
- ◆関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。

### 【施策の方向】

#### ① 被害者情報保護の実施

- 加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底します。
- 申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底します。
- 被害者情報の共有と、関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底します。
- 他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底します。

## 重点目標 6 自立に向けた支援の実施

### <現状と課題>

- ◆DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。
- ◆自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。
- ◆高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。
- ◆子ども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。
- ◆子どもが直接DVを目撃した場合は、面前DVとして心理的な児童虐待に該当することから、加害者への指導・助言とともに、子どもへのケア等の支援が必要です。

## 【施策の方向】

### ① 就労・居住場所等の確保に関する支援

- 相談窓口において、自立支援に関わる情報を提供します。
- 被害者の状況や環境に応じ、医療機関やカウンセリングのほか、法律相談等についての情報を提供します。
- 公営住宅やセーフティネット住宅の情報を提供します。
- 被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所措置を実施します。

### ② 各種援護制度を活用した支援

- 生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を情報提供し、状況に応じて手続や相談に同行します。
- 申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧申出・住民票の写しの請求等に対する制限を徹底します。  
(再掲)

### ③ こどもへの支援

- 保育施設への入所を優先的に実施します。
- 小中学校の転校にあたっての配慮、相談を通じて就学援助等の支援策を情報提供し、適切に対応します。
- 転校後の安全を、学校と連携して確保します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制を整備し、こどもの心理的安定を図ります。

## **基本目標Ⅳ 関係機関の連携と協力**

DVを防止し、さらに被害を最小限度に抑えるためには、啓発活動をはじめ、被害者の早期発見、被害者に寄り添った相談や自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力して取り組むことが必要です。

より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。

こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

### **重点目標 7 庁内機関との連携**

#### **<現状と課題>**

- ◆被害者は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立って行う必要があります。
- ◆市では、DV被害者支援庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っておりますが、今後もDVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。

#### **【施策の方向】**

##### ① 庁内連絡会議等の活用

- ・保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報を共有し、被害者等からの相談をはじめ保護や自立支援等を円滑に進めます。

### **重点目標 8 庁外機関との連携**

#### **<現状と課題>**

- ◆DV防止や被害者からの相談、保護、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。
- ◆現在は、八戸地区犯罪被害者支援ネットワークで関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。

#### **【施策の方向】**

##### ① 関係団体との連携

- ・外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、八戸市虐待等防止対策会議を通じて関係機関との協力体制に努めます。
- ・一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応します。
- ・県等との連携・協力体制を強化します。